

令和6年度

観光庁関係
予算概算要求概要

令和5年8月

観光庁

目 次

1. 令和6年度観光庁関係予算概算要求総括表	1
2. 具体的施策	
(1) 持続可能な観光地域づくり	
・ 地域における受入環境整備促進事業	4
・ 観光地・観光産業における人材不足対策事業	5
・ 持続可能な観光推進モデル事業	6
・ 観光DXを通じた先進的な観光地創出のためのモデル事業	7
・ 通訳ガイド制度の充実・強化	8
・ 健全な民泊サービスの普及	9
・ 観光統計の整備	10
・ 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化	11
(2) 地方を中心としたインバウンド誘客の戦略的取組	
・ 地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	13
・ 戦略的な訪日プロモーションの実施	14
・ MICE誘致の促進	15
・ 双方向交流拡大に向けた各国政府観光局等との連携促進事業	16
(3) 国内交流拡大	
・ 新たな交流市場・観光資源の創出事業	18
・ ユニバーサルツーリズム促進事業	19
3. 東日本大震災からの復興（復興枠）	
・ 福島県における観光関連復興支援事業	21
・ ブルーツーリズム推進支援事業	22
4. 国際観光旅客税を活用したより高次元な観光施策の展開	24
5. 参考資料	25

1. 令和6年度観光庁関係予算概算要求総括表

予算概算要求総括表

(単位:百万円)

	令和6年度 要求額 (A)	前年度 予算額 (B)	対前年度 倍率 (A/B)
(1) 持続可能な観光地域づくり	16,264	3,682	4.42
地域における受入環境整備促進事業	1,896	1,643	1.15
観光地・観光産業における人材不足対策事業	400	150	2.67
持続可能な観光推進モデル事業	217	150	1.45
観光DXを通じた先進的な観光地創出のためのモデル事業	900	900	1.00
通訳ガイド制度の充実・強化	79	66	1.19
健全な民泊サービスの普及	100	100	1.00
観光統計の整備	673	673	1.00
地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化 (注1)	12,000	-	-
(2) 地方を中心としたインバウンド誘客の戦略的取組	6,361	6,059	1.05
地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	563	563	1.00
戦略的な訪日プロモーションの実施	5,518	5,240	1.05
MICE誘致の促進	210	180	1.17
双方向交流拡大に向けた各国政府観光局等との連携促進事業	70	20	3.50
地域の資源を生かした宿泊業等の食の価値向上事業	-	56	-
(3) 国内交流拡大	904	679	1.33
新たな交流市場・観光資源の創出事業	854	649	1.31
ユニバーサルツーリズム促進事業	50	30	1.67
(4) その他(経常事務費等)	583	552	1.06
合 計	24,112	10,973	2.20

(注1) 令和4年度第2次補正予算において措置した国庫債務負担行為の歳出化予算を計上。

※ 本表における計数は、端数処理の関係で、合計した額と一致しない場合がある。

※ 本表における計数は、政府情報システムに係る経費(デジタル庁一括計上分)を含む。

東日本大震災からの復興(復興枠)

(単位:百万円)

	令和6年度 要求額 (A)	前年度 予算額 (B)	対前年度 倍率 (A/B)
福島県における観光関連復興支援事業	500	500	1.00
ブルーツーリズム推進支援事業	435	270	1.61
合 計	935	770	1.21

国際観光旅客税を活用したより高次元な観光施策の展開

(単位:百万円)

	令和6年度 要求額 (A)	前年度 予算額 (B)	対前年度 倍率 (A/B)
国際観光旅客税を活用したより高次元な観光施策の展開	42,000	19,731	2.13

※ 前年度予算額においては、上記のほか、三の丸尚蔵館の整備 3億円（宮内庁）についても、国際観光旅客税財源を充当。

2. 具体的施策

(1) 持続可能な観光地域づくり

事業目的・背景・課題

- 持続可能なあり方で旅行需要の本格的な回復を図るためには、ストレスフリー・バリアフリーで快適な旅行を満喫できる環境及び非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を行うとともに、地域住民にも配慮した受入環境を整備する必要。
- 全国の観光施設・宿泊施設・公共交通機関等における受入環境整備の取組を支援するとともに、オーバーツーリズムの未然防止や地域資源の保全・活用に資する取組を集中的に支援。

事業内容

① 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備促進

- ・ オーバーツーリズムの未然防止や地域資源の保全・活用に向けた受入環境整備を支援
- ・ 持続可能な観光推進に係る国際認証等を受けた地域における面的な設備導入や施設改修等を支援
- ・ 交通サービスの受入環境整備を支援

② インバウンド先進車両導入支援事業

- ・ 鉄道・バスに係るEV車両など先進的な車両で、インバウンドの魅力向上に資する観光車両等の導入を支援

③ インバウンド安全・安心対策推進事業

- ・ 観光施設等の危機管理対応能力の強化を支援
- ・ 医療機関の訪日外国人患者の受入機能強化を支援

④ 宿泊施設の受入環境整備

ストレスフリー・バリアフリーな宿泊環境整備を支援

事業イメージ



① マナー啓発に必要な備品、パークアンドライド促進のための駐車場の整備 等



① 国際認証等を受けた地域における面的な設備導入や施設改修 等



① 段差解消（エレベーター）・UDタクシー・携帯型翻訳機 等
② インバウンド先進車両の導入



③ 多言語翻訳機器・キャッシュレス決済端末の整備 等



④ 客室・浴室のバリアフリー化 等

事業スキーム

※上記に加え、必要な調査・実証事業を実施

- ① 事業形態：直接補助事業、補助率：1/2、1/3等（オーバーツーリズムの未然防止に資する受入環境整備は補助率2/3）
補助対象事業者：地方公共団体、DMO、民間事業者 等
- ② 事業形態：直接補助事業、補助率：1/2、補助対象事業者：地方公共団体 等
- ③ 事業形態：直接補助事業、補助率：1/2 ※一部上限500万円のものあり、補助対象事業者：民間事業者、地方公共団体、DMO 等
- ④ 事業形態：間接補助事業（国→民間事業者→宿泊事業者）、補助率 1/2（上限500万円）等、補助対象事業者：宿泊事業者
事業期間：①平成28年度～、②令和5年度～ ③平成28年度～、④平成27年度～

お問い合わせ先：①観光庁 外客受入参事官室、国土交通省 総合政策局 地域交通課 ②国土交通省 総合政策局 地域交通課

③観光庁 外客受入参事官室 ④観光庁 観光産業課 電話：03-5253-8111

事業目的・背景・課題

- 宿泊業では観光需要の回復に伴い人手不足が顕著となっており、今後更なる増加が見込まれる観光需要を着実に取り込み、旅行者数・旅行消費額等を増加させ、観光立国を実現するためにも、受け皿となる宿泊業の人手不足の解消が急務。
- 人手不足の解消に向け、採用活動支援等の足下の対策、機械化・DX化推進のための設備投資支援等の短期的な対策、外国人材の活用、経営の高度化等の中長期的な対策など、あらゆるフェーズの人手不足対策を総合的に実施。

事業内容

①人材確保支援

各地方ブロック単位での宿泊業特化型の就職説明会・マッチングイベントの開催、合同企業説明会への出展支援、採用HP・採用パンフレットの作成等の広報強化支援等、事業者の採用活動を全面的に支援

②人材活用の高度化に向けた設備投資等支援

人手をかけるべき業務に人材を集中投下し、サービス水準向上・賃上げを実現するため、スマートチェックイン・アウト、配膳・清掃等ロボット、チャットボット、予約等管理システム（PMS）等の設備投資や、部屋食提供業務の効率化のための食事会場整備、布団敷き業務の効率化のためのベッド付客室への改修等の施設整備を補助

③外国語人材の確保

特定技能試験の受験者を増やすためのジョブフェア等のPR活動、試験合格者の雇用のためのマッチングイベントの実施、観光地における外国語対応人材の確保等

④経営の高度化

「観光人材育成ガイドライン」に準拠した教育プログラムの開発・提供等、経営の高度化に向けた支援

事業スキーム

- ・事業形態：①②間接補助事業（補助上限500万円、補助率1/2） ③④直轄事業
- ・補助対象・請負先：①②国→民間事業者→宿泊事業者等 ③④民間事業者
- ・事業期間：①②令和6年度～ ③令和元年度～ ④令和5年度～

事業イメージ

設備導入費補助



スマートチェックイン・アウト



チャットボット



配膳ロボット



外国人材の確保



特定技能外国人材
(宿泊業)

事業目的・背景・課題

○持続可能な観光に世界的な関心も高まる中、インバウンドの回復と国内交流拡大の双方を支え、我が国が旅行先として選ばれるためにも持続可能な観光推進は喫緊の課題。

○日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）の実践を通じた観光GXや自然環境・地域資源の保全・活用等に関する取組を推進し、国際認証の取得等を通じたモデルケースを創出するとともに、地域の持続可能な観光計画の策定を支援する。

事業内容

①【調査事業】地方公共団体等が地域の観光関係者と連携し、観光地のGX化や地域の自然・文化・生業等の保全・活用の推進等、地域の持続可能性の向上に資するモデル実証を行う。

(モデル実証を行う想定テーマ)

- 1.観光GXの推進（交通マネジメントや再生可能エネルギーの活用等）
- 2.地域の自然・文化・生業等の保全、活用の推進
- 3.オーバーツーリズムの未然防止（混雑回避・マナー違反の防止等）
- 4.廃棄物ゼロ・自然環境保護の推進
- 5.地域の持続可能性を支える仕組み作りの推進（旅行者への啓発等）

②【補助事業】地域における持続可能な観光計画の策定を支援する。

(主な要件)

- ・オーバーツーリズムの未然防止を含む持続可能な観光推進の計画であること
- ・JSTS-Dを活用した観光計画であること（観光庁が提供するJSTS-D研修を受講すること）

事業スキーム

①事業形態：直轄事業 ※対象：JSTS-Dのロゴ掲出認定を受けている、又は認定に準ずると認められる地方公共団体・DMO等

②事業形態：直接補助事業（補助率 1/2、上限500万円）

補助対象事業者：地方公共団体、DMO 等

事業期間：令和4年度～

事業イメージ

観光GX・混雑防止



マイカー規制・
新たな交通モードの導入

地域資源(文化・伝統等)の活用



伝統的な町並みの保全のための
歴史的資源の活用・収益化

地域の持続可能な観光計画の策定



日本版持続可能な観光
ガイドライン
(JSTS-D)

国際認証・表彰

- ・グリーンデスティネーションズ
- ・ベストツーリズムビレッジ



事業目的・背景・課題

- 観光地や観光産業は、収益・生産性向上等に向けて多岐に渡る課題を抱えているが、観光分野のDXを推進し、旅行者の消費拡大、再来訪促進、観光産業の収益・生産性向上等を図ることは、地域の稼ぐ力を強化し、持続可能性の高い観光地の創出につながる。
- 「観光DX推進のあり方に関する検討会」で示された解決の方向性に基づき、旅行者の利便性向上・周遊促進、観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化、観光デジタル人材の育成・活用等に一体的に取り組み、旅行者の体験価値を抜本的に向上させる先進的な観光地を創出する。

事業内容

○先進的な観光地の創出（モデル実証事業）

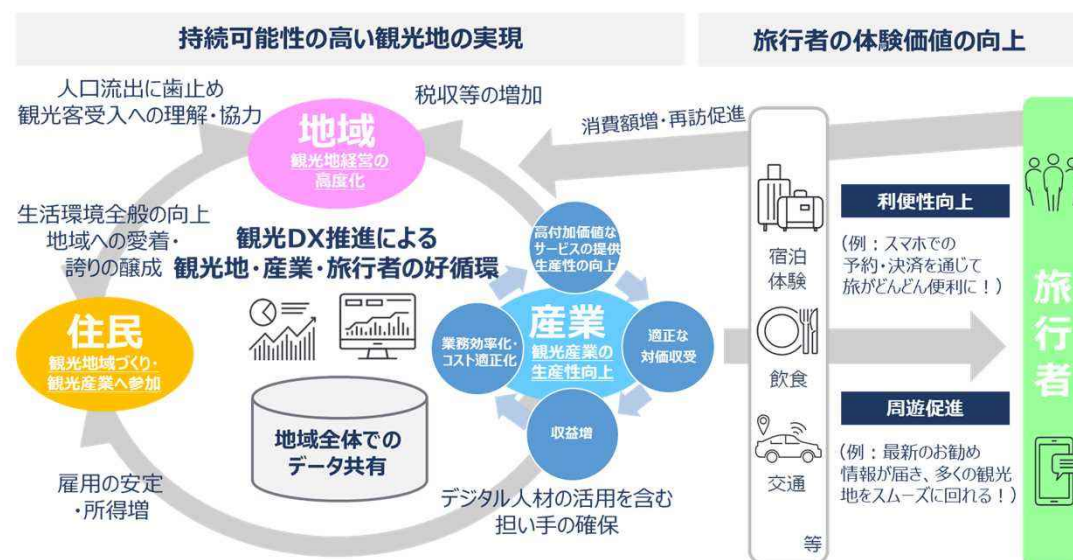
旅行者の利便性向上・周遊促進、観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化、観光デジタル人材の育成・活用等に一体的に取り組む先進的な観光地を創出する。

事業計画の策定やデジタルツールの導入・データの蓄積・活用の磨き上げを図るために、実証地域への伴走支援を行うほか、モデル実証事業を通じて得られたノウハウを成果報告会やウェブサイトを通じて展開を図る。

事業スキーム

- ・ 事業形態：直轄事業
- ・ 請負先：民間事業者（コンソーシアム）
- ・ 事業期間：令和3年度～

事業イメージ



観光DXを通じた先進的な観光地の創出

通訳ガイド制度の充実・強化

事業目的・背景・課題

- インバウンド需要が回復する中で、多様な訪日外国人旅行者のニーズに対応できる通訳ガイドの確保が重要である。
- 訪日外国人旅行者の満足度の高い旅行を支える上で重要な役割を担っている通訳ガイドの質の維持・向上や、活用促進を図る。

事業内容

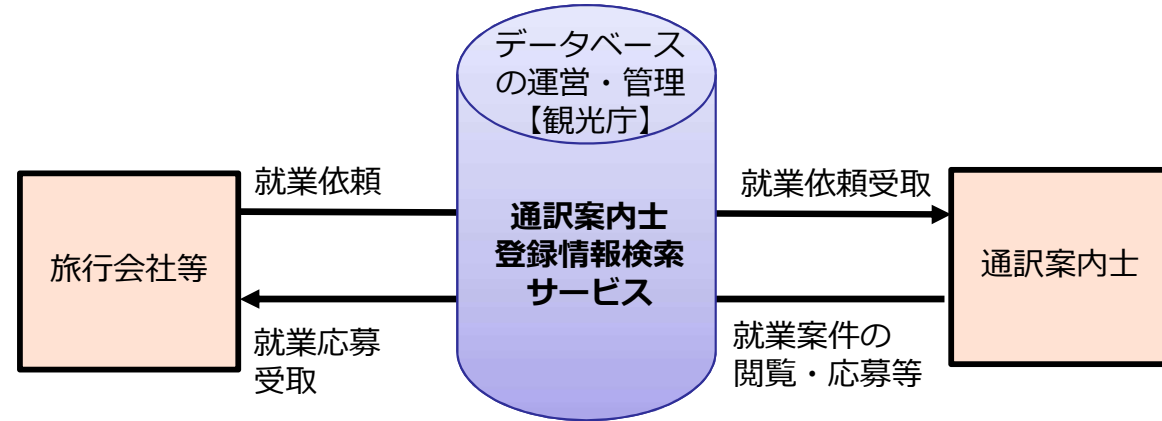
○通訳案内士登録情報検索サービスの運営

- ・旅行会社等が全国の通訳案内士を検索し、就業依頼等ができるデータベースを運営。

○特定カテゴリーに関する研修等の実施

- ・通訳ガイドの質の向上を図るため、訪日外国人旅行者からの需要が見込まれる分野の研修を実施。
- ・通訳案内士の認知度向上、資格の取得促進を図るため、将来の担い手となり得る若年層向けに、通訳案内士による講演等を実施。

事業イメージ



事業スキーム

- ・事業形態：直轄事業 ・請負先：民間事業者
- ・事業期間：通訳案内士登録情報検索サービスの運営 (平成28年～)
特定カテゴリーに関する研修等の実施 (令和4年～)

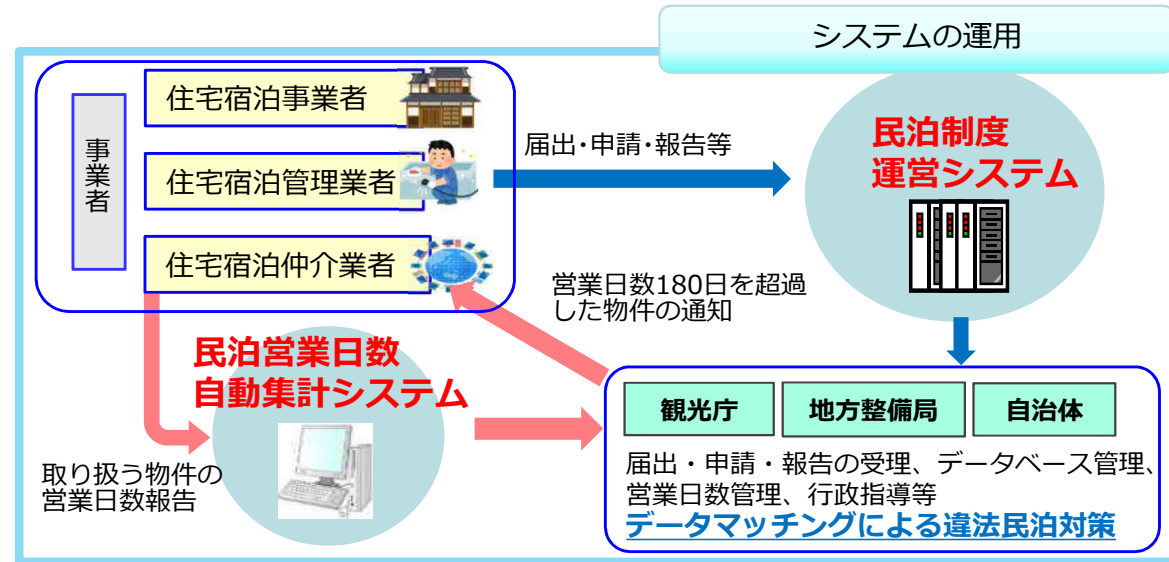
健全な民泊サービスの普及

事業目的・背景・課題

- 住宅宿泊事業について、違法民泊を排除し公正な市場を確保することにより、健全な民泊サービスを普及させる。
- 住宅宿泊事業法に基づく届出・登録情報や民泊仲介業者から取得した届出住宅ごとの宿泊日数等を管理するシステムの運用と民泊サービスに係る問合せ、苦情等を収集する民泊制度コールセンターの運営を行い、違法民泊対策に活用する。

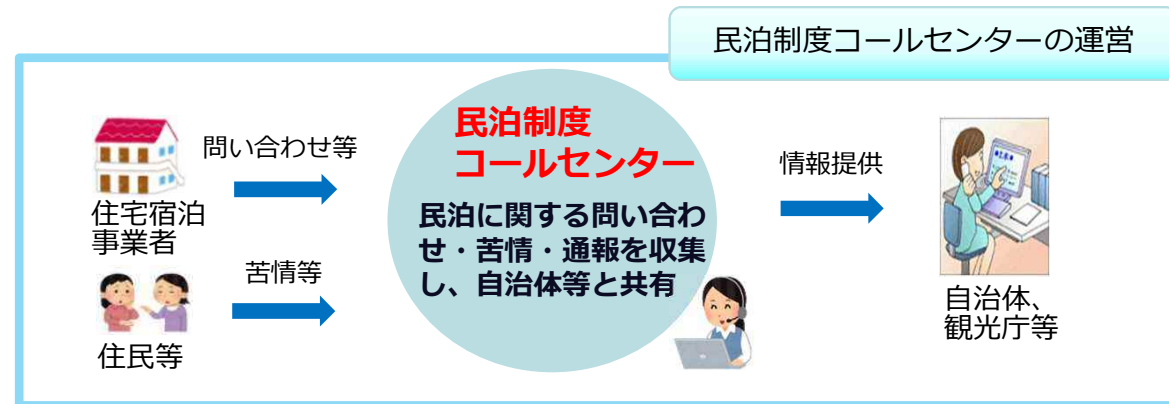
事業内容

- 住宅宿泊事業法に基づく届出・登録情報や民泊仲介業者から取得した届出住宅ごとの宿泊実績情報等を管理するシステムを運用。
- 民泊サービスに係る問合せ、苦情等を収集する民泊制度コールセンターを運営。



事業スキーム

- ・ 事業形態：直轄事業
- ・ 請負先：民間事業者
- ・ 事業期間：平成30年度～



観光統計の整備

事業目的・背景・課題

○観光統計の整備は、観光施策の企画・立案等のために必要である。都道府県レベルやさらに詳細な地域レベルの旅行者数等を把握することにより、地方への誘客や消費の拡大等、地方創生に資する観光施策への展開を行い、観光地域づくりを支援する。

根拠法

観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）第25条（観光に関する統計の整備）

「国は、観光立国の実現に関する施策の策定及び実施に資するため、観光旅行に係る消費の状況に関する統計、観光旅行者の宿泊の状況に関する統計その他の観光に関する統計の整備に必要な施策を講ずるものとする。」

事業内容

<宿泊施設>

①宿泊旅行統計調査 <毎月>

●我が国における日本人・外国人の宿泊旅行の実態を明らかにする。

<外国人>

②訪日外国人消費動向調査 <毎四半期>

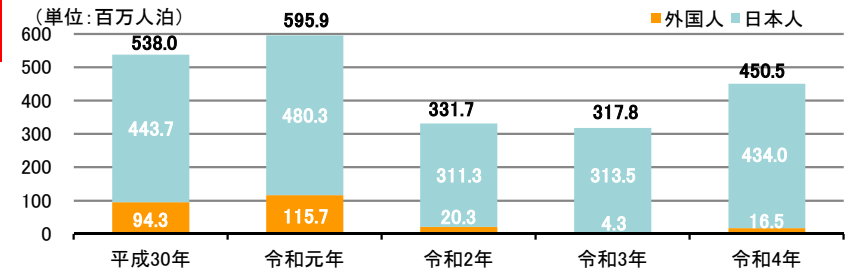
●訪日外国人の旅行動向・消費実態、再訪意向・満足度等を明らかにする。

<日本人>

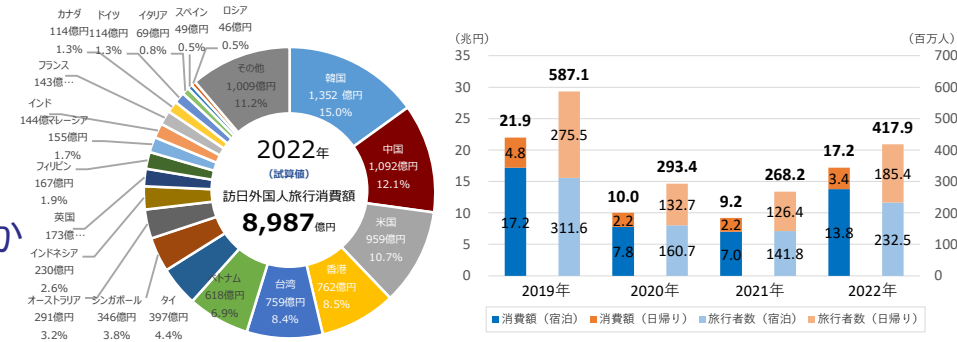
③旅行・観光消費動向調査 <毎四半期>

●国民の旅行の実態を把握するとともに、観光消費の経済波及効果を明らかにする。

事業イメージ



宿泊旅行統計調査



訪日外国人消費動向調査

旅行・観光消費動向調査

事業スキーム

- ・事業形態：直轄事業 ・請負先：民間事業者
- ・事業期間：宿泊旅行統計調査 平成19年1月～、訪日外国人消費動向調査 平成22年4-6月期～、旅行・観光消費動向調査 平成15年4-6月期～

地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化

事業目的・背景・課題

○観光地は近年、観光地全体の活力低下（入込客数の減少、収益の低下、投資の停滞による施設の陳腐化や廃屋等の放置）といった課題があり、ポストコロナの観光業の力強い成長のため、地域経済に裨益する宿泊施設を核とした観光地再生・高付加価値化に向けた取組を強力に後押しすることで、地域全体の魅力と収益力の向上を図り、持続可能な観光地域づくりを推進する。

事業内容

○宿泊施設を核とした地域一体となった観光地の面的な再生・高付加価値化を図る。具体的な補助対象事業は以下のとおり。

- ①宿泊施設の高付加価値化（補助率1/2,2/3）
- ②観光施設の改修等（補助率1/2）
- ③廃屋撤去（補助率1/2）
- ④面的DX化（補助率1/2）

事業イメージ

①宿泊施設の高付加価値化



②観光施設の改修等



③廃屋撤去



④面的DX化



事業スキーム

- ・事業形態：間接補助事業
- ・補助対象：国→民間事業者（事務局）→民間事業者、都道府県、市町村、DMO等
- ・事業期間：令和3年度～

(2)地方を中心としたインバウンド誘客の 戦略的取組

事業目的・背景・課題

○観光立国推進基本計画では、訪日外国人旅行者一人当たりの地方部における宿泊数を、令和7年までに2泊とすることを目標としている。(令和元年1.4泊)
 ○その達成に向けて、地方部での滞在時間や宿泊数の増加に資する取組をより一層推進していく必要があることから、大阪・関西万博の開催も見据え、持続可能なあり方で旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、観光地域づくり法人(DMO)が中心となり、地域が一体となって行う取組に対して、総合的な支援を行う。

事業内容

- 旅行者の地域周遊・長期滞在の促進を目的とした次の取組を支援。
- ①調査・戦略策定
 - ②滞在コンテンツの充実
 - ③受入環境整備
 - ④旅行商品流通環境整備
 - ⑤情報発信・プロモーション

事業イメージ



①調査・戦略策定	②滞在コンテンツの充実	③受入環境整備	④旅行商品流通環境整備	⑤情報発信・プロモーション
データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援。 マーケティング調査	地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成を支援。 滞在コンテンツの造成	二次交通情報の検索システムや観光地の案内アプリの整備等を支援。 観光地の案内アプリの整備	旅行商品の国内外OTA※への掲載、旅行会社との商談会などを支援。 商談会への参加	WEB・SNSを活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。 SNSを活用した魅力発信

事業スキーム

- ・事業形態：直接補助事業（補助率 ①：定額（上限1,000万円） ②～⑤：事業費の1/2等）
- ・補助対象：登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録DMO、地方公共団体）
- ・事業期間：平成30年度～

※OTA：Online Travel Agentの略で、インターネット上で取引を行う旅行会社のこと。

事業目的・背景・課題

- 個人旅行再開等の水際措置の緩和以降、インバウンドは回復傾向にあるが、未だコロナ前の水準には及んでいない状況。
- 観光立国推進基本計画（R5.3閣議決定）に定める新たな目標の達成、2025年大阪・関西万博開催を契機とした日本各地の魅力発信に向けて、持続可能な観光、消費額拡大、地方誘客促進をキーワードとし、国・地域ごとのニーズを踏まえた効果的なプロモーションに取り組む必要がある。

事業内容

○日本政府観光局（JNTO）を通じて、コロナ禍を経た旅行者の意識変化を踏まえながら、国・地域別の戦略等に基づき、メディアやSNS、インフルエンサー等を活用し、戦略的な訪日プロモーションを実施する。

【令和6年度におけるプロモーションの取組】

2025年に開催を控える大阪・関西万博を契機とし、日本各地への誘客を促進するプロモーションなど、下記の取組を実施。

①市場別プロモーション

例) 海外事務所を拠点としたきめ細かなプロモーション
アジア市場のリピーター層向けの大規模キャンペーン 等

②テーマ別プロモーション

例) 持続可能な観光の推進、高付加価値旅行者向けプロモーション 等

③インバウンド誘客に向けた環境・基盤整備

例) 航空会社との共同広告を通じた地方路線の復便・増便等の促進
デジタルマーケティングを活用したプロモーションの高度化 等

事業スキーム

事業形態：交付金 交付先：JNTO

事業イメージ



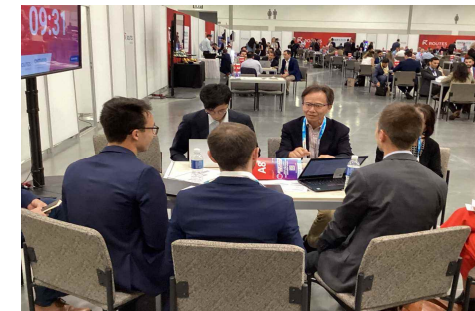
ウェブサイト・オンライン広告
による情報発信



SNS投稿による情報発信



旅行会社の招請による
ツアー造成支援



商談会による
ネットワーキング

事業目的・背景・課題

- ①各国でMICE誘致活動を強化している中、競合に勝ち抜きMICE需要を呼び込むため、ニーズの変化に対応した最新情報の発信や誘致のキーとなる国内外関係者との連携強化により、効果的な誘致活動を推進する必要がある。
- ②MICE誘致活動を成功に導くためには、我が国の国際競争力強化に向けた基盤整備を行う必要がある。
- ③国際機関との連携等を通じてポストコロナの国際観光を日本がリードし、観光分野における日本の取組や魅力を世界に発信することは、訪日観光の更なる促進に不可欠。

事業内容

①JNTOのマーケティング展開

- ◆開催地におけるサステナビリティの取組の発信やMICE見本市出展の拡充など海外向け情報発信の強化
- ◆主催者の開催意欲の醸成を図るための国内向け情報発信の強化
- ◆国際卓越大学等との連携強化やMICEアンバサダープログラム、国際PCO協会とのパートナーシップ等を活用した国際会議誘致支援の強化
- ◆大きな経済波及効果が期待できるミーティングやインセンティブ旅行の誘致・開催支援
- ◆デジタルマーケティングを活用したMICE誘致力強化
- ◆サステナビリティ等新たなニーズも踏まえた、MICE専門人材の育成

②MICE誘致の国際競争力強化のための基盤整備等

- ◆MICE施設のコンセッション方式の導入に向けた実現可能性等の調査
- ◆ハイブリッド開催等コロナ禍を経たトレンドにも対応したMICE総消費額の算出

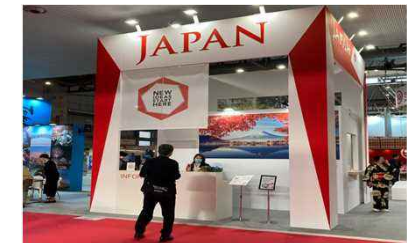
③国連世界観光機構（UNWTO）・関係諸外国との連携による国際観光シンポジウム等の開催

- ◆UNWTO等の国際機関と連携し、諸外国における持続可能な観光の実現に取り組む先進事例等を分析する。
- ◆国際機関との連携等を通じて国際レベルで推奨される取組を国内外へ共有し、観光分野における我が国のプレゼンス強化を図るとともに、観光地の魅力を発信する。

事業スキーム

- ①事業形態：交付金 交付先：JNTO
- ②事業形態：直轄事業 請負先：民間事業者 事業期間：平成28年度～
- ③事業形態：直轄事業 請負先：民間事業者 事業期間：平成31年度～

事業イメージ



MICE見本市



ウェブサイトによる海外向け情報発信



国際観光シンポジウム等の開催

双方向交流拡大に向けた各国政府観光局等との連携促進事業

事業目的・背景・課題

- 観光立国推進基本計画において、訪日外国人旅行者数は令和7年までに令和元年水準（3,188万人）を超え、日本人海外旅行者数は令和7年までに令和元年水準（2,008万人）を超えを目標としている。しかしながら、アウトバウンドはインバウンドに比べ回復が遅れており、イン・アウトの両輪で双方向交流拡大に向けた取組が必要である。
- 特に、アウトバウンド政策パッケージにおける当面の重点デスティネーション各国等への日本からのアウトバウンドの早期回復に向け、実効性のある取組が必要である。
- 他方、若年層の国際感覚の向上と共に中長期的な双方向交流の活性化につながる海外教育旅行について、官民連携の下、効果の高いプログラムの開発・普及により、裾野拡大・定着を図る。

事業内容

① 双方向交流促進に資する連携体制の強化

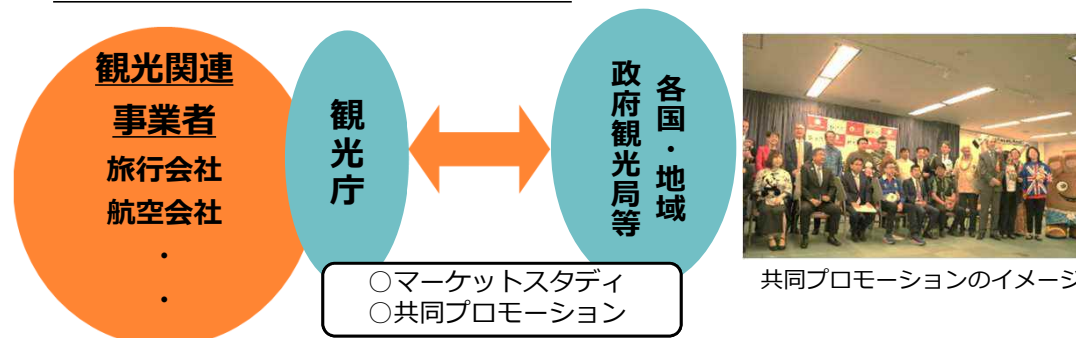
重点デスティネーションの各国・地域の政府観光局等と連携体制を強化し、それぞれの取組や課題を踏まえた共同プロモーション等を相手国・地域ごとに実施することにより、効果的な海外旅行の情報発信の促進や、旅行ニーズに即した海外旅行商品の充実を図る。

② 海外教育旅行の更なる促進

従来のSDGs教育や探究型学習など学校教育の新潮流を盛り込んだ付加価値の高い海外教育旅行プログラム開発に加え、旅行会社、学校関係者及び各国・地域の政府観光局等が連携し、現地ならではのコンテンツを組み込んだ海外教育旅行プログラムの開発及び実証を行い、これらを多角的な普及啓発活動を通じて広く展開する。

事業イメージ

双方向交流促進に資する連携体制の強化



海外教育旅行の更なる促進



海外教育旅行のイメージ

事業スキーム

- ・事業形態：直轄事業
- ・請負先：民間事業者
- ・事業期間：①令和6年度～ ②令和2年度～

お問い合わせ先：観光庁 参事官(国際関係) 電話：03-5253-8922

(3)国内交流拡大

事業目的・背景・課題

- これまで横ばい傾向であった国内旅行市場が需要拡大へ転じるためには、新たな交流市場の創出が重要。
- 「何度も地域に通う旅、帰る旅」という新たな旅のスタイルで反復継続した来訪を促進する「第2のふるさとづくり」、コロナ禍を経たテレワークの普及や働き方の多様化を踏まえた「ワーケーションの普及・定着」、将来にわたって国内外の旅行者を惹きつける「新たなレガシー形成」により、旅の潜在需要を顕在化させ、地域の関係人口拡大にもつながる形で交流需要の拡大を図る。

事業内容

反復継続した来訪を促進するための「第2のふるさとづくり」の推進

令和5年度は、来訪の度に新たな体験ができるか等の来訪後の関心の継続性に着目した取組を行ったが、より地域との関係性の深化を図るため、令和6年度は、自分のスキルを活かしたい、地域から学びを得たい、地域運営に携わりたい等のターゲットのニーズに着目した来訪機会を創出するモデルの構築を行う。



テレワークの普及や働き方の多様化を踏まえた「ワーケーション」の普及・定着

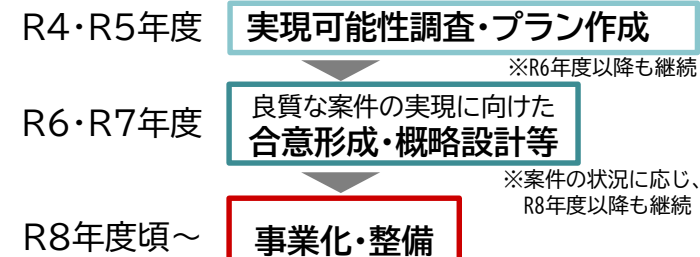
令和3年度以降、導入企業は着実に増加しているものの、いまだ高い水準とはいえない状況。 ※ワーケーション制度導入率：R3 9.1% → R4 13.4% (観光庁調査)

令和6年度は、①これまでの取組を通してワーケーション普及の課題に拮げた子育て世代を対象にしたワーケーションのモデル実証、②特定の執務環境を持たないノマドワーカー等、新たな働き方に対応したワーケーションのモデル実証、③令和5年に設置した官民推進協議会と連携した普及啓発を行う。



地域・日本の新たなレガシー形成

- 将来、地域・日本のレガシー（遺産）となる観光資源を新たに形成することを目指し、実現可能性調査・プラン作成を実施。
- 令和6年度以降は、上記に加え、日本を代表する魅力となり得る良質な案件を対象に、実現に向けて重点的に検討。



歴史的建築物の復元と宿泊等への活用
(香川県栗林公園)

事業スキーム

事業形態：直轄事業 請負先：自治体・DMO・民間事業者等
事業期間：(第2のふるさと・レガシー) 令和4年度～ (ワーケーション) 令和3年度～

お問い合わせ先 (第2のふるさとづくり・ワーケーション) 観光庁 観光地域振興部 観光資源課 電話：03-5253-8924
(レガシー形成) 観光庁 観光地域振興部 観光地域振興課 電話：03-5253-8327

事業目的・背景・課題

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく基本方針における5年間の目標である「心のバリアフリー」の用語の認知度50%等の目標達成に寄与するため、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」認定数の増加と制度の周知促進を図り、以てユニバーサルツーリズム（以下「UT」という。）の普及促進を図る必要がある。
- 具体的には、高齢者・障がい者等が安心して旅行ができる環境を整備するため、①海外におけるUT先進事例の調査を通じて日本におけるUT水準を把握し、我が国におけるUT地域のあり方を提示するとともに、②認定制度に求めるバリアフリー情報に関する必要な情報の精度向上と情報提供の充実、③認定制度の普及促進に向けた情報発信を進めることが必要。

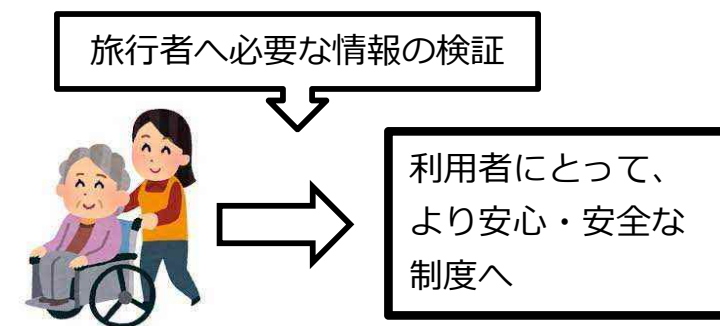
事業内容

- ①日本版UT地域モデルの提示
海外におけるUT先進地域に関する事例調査を行い、我が国の旅行実態等も勘案しつつ、「日本版UTモデル地域」のあり方を示す。
- ②バリアフリー情報の精度向上と旅行者への情報提供の充実
高齢者・障がい者等が求めるバリアフリー情報と、観光施設が提供するバリアフリー情報のミスマッチを解消し、旅行者が安心して認定施設を選べるよう、バリアフリー情報の精度向上や旅行者への情報提供の充実に向けた取組を行う。
- ③心のバリアフリー認定制度の普及促進
観光施設における心のバリアフリー認定制度の普及促進に向け、モニターツアー等を通じて得た成果の情報発信を行う。

事業スキーム

- ・事業形態：直轄事業
- ・請負先：民間事業者
- ・事業期間：平成24年度～

事業イメージ



国内バリアフリー情報に関する旅行者と観光施設の情報ミスマッチの解消調査等を行う

観光施設
心のバリアフリー認定



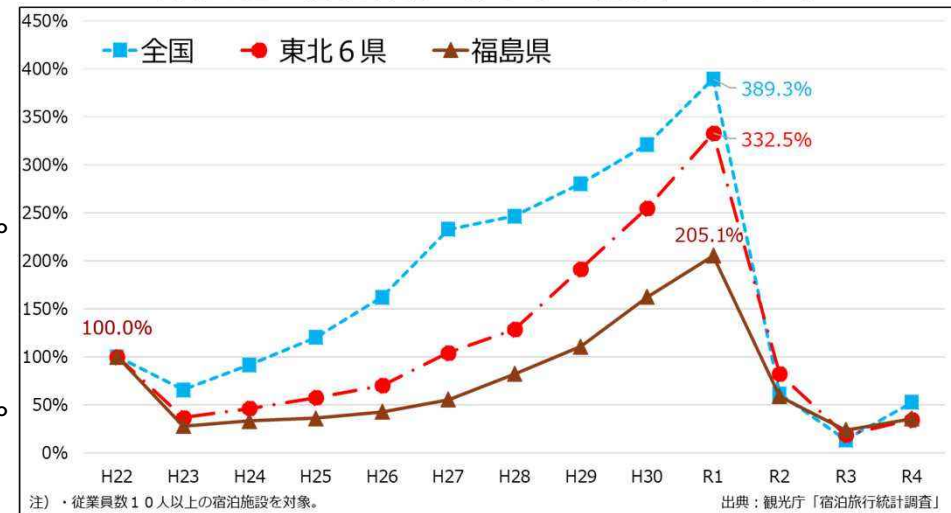
博物館等によるバリアフリー対応の取組事例の紹介動画等を整備し、博物館等の認定取得を促進

3. 東日本大震災からの復興(復興枠)

事業目的・背景・課題

- 東日本大震災前の平成22年と新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年との比較において、福島県では以下の状況がある。
 - ・外国人延べ宿泊者数の伸び率について、全国等と比較し低い。
 - ・観光入込客数について、浜通り地域の回復が他より遅れている。
 - ・教育旅行入込数について、特に、浜通り地域の回復が遅れている。
- そのため、福島県が策定した福島県観光関連復興事業実施計画に基づく風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業に要する経費の一部を国が補助することにより、**早期の観光復興を促進**する。

外国人延べ宿泊者数の伸び率の推移(H22年比)



事業内容及び事業イメージ



①滞在コンテンツの充実・強化
 コンテンツの磨き上げのため
 モニターツアーを実施
 (写真：浪江町立請戸小学校)



②受入環境の整備
 浜通りの魅力を発信するサイクル
 ガイドの養成講座を実施



③プロモーションの強化
 アメリカのワシントンD.C.で開催
 (R5.2.15)の商談会(ジャパンショ
 ーケース)に参加し福島の魅力.PR



④観光復興促進のための調査
 風評の実態把握や課題抽出
 のため調査を実施
 (写真：南相馬市北泉海水浴場)

事業スキーム

- ・事業形態：直接補助事業
- ・補助対象：福島県
- ・事業期間：平成25年度～
- ・補助率：①浜通りの区域のみを対象とする取組は8/10、②浜通り+その他県内の区域を対象とする取組は7/10

事業目的・背景・課題

○ALPS処理水の海洋放出による風評への対策として、海の魅力を高めるブルーツーリズム(※)を推進し、国内外からの誘客と観光客の定着を図ることを本事業の目的としている。

※海の魅力を体験する海洋レジャー等を目的とする旅行をいう。

○今後、本事業を推進する上での課題は以下のとおり。

- ・ALPS処理水の海洋放出後は、実際の放出により生じ得る風評影響への対策として、風評に打ち勝つための取組の重要性がより一層高まることが見込まれる。
- ・津波で海の家や更衣室等が流された海水浴場では、受入環境整備が不十分なため、設備の新設が必要とされている。

事業内容及び事業イメージ

①海水浴場等の受入環境整備



多言語看板の設置



設備が流されてしまった海水浴場



海を家の設営

②海の魅力を体験できるコンテンツの充実



海辺の乗馬体験コンテンツの造成

③海にフォーカスしたプロモーション



見本市におけるPR

④ビーチ等の国際認証の取得に向けた取組



水陸両用車椅子と走行補助マットの導入

<設備の新設のイメージ>

主な海水浴場



事業スキーム

- ・事業形態：直接補助事業（補助率 8/10） ・事業期間：令和4年度～
- ・補助対象：岩手県、宮城県、福島県及び茨城県における市町村、観光協会、登録DMO

4. 国際観光旅客税を活用した より高次元な観光施策の展開

- 令和6年度に国際観光旅客税の税収を充当する施策については、「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について」（令和4年12月23日観光立国推進閣僚会議決定）に基づき、既存施策の財源の単なる穴埋めをするのではなく、
 - ①受益と負担の関係から負担者の納得が得られること、②先進性が高く費用対効果が高い取り組みであること、③地方創生をはじめとする我が国が直面する重要な政策課題に合致することを基本的な考え方とし、特に新規性・緊急性の高い施策に充てる。
- なお、具体的な施策・事業については、硬直的な予算配分とならず、常に上記の考え方を満たすものとなるべく、毎年度洗い替えが行えるよう、民間有識者の意見も踏まえつつ検討を行い、予算を編成する。

(以下は令和5年度事業の例示)

1. ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備

- ・最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現等
- ・ICT等を活用した多言語対応、AIチャットボットの導入等
- ・公共交通利用環境の革新等
- ・旅行安全情報共有プラットフォームを通じた旅行者の安全の確保 等



電子申告ゲートの利便性向上



保安検査におけるスマートレーンの導入促進

2. 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化

- ・インバウンドの回復に向けた戦略的な訪日プロモーションの実施
- ・MICE誘致のためのコンベンションビューロー機能高度化支援



航空会社との共同広告



海外MICE見本市における日本ブース

3. 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上

- ・世界に誇る観光地を形成するための観光地域づくり法人（DMO）の体制整備
- ・新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化等
- ・文化財や国立公園等に関する多言語解説の整備
- ・文化財や国立公園等を活用したインバウンドのための環境整備 等



文化資源の活用



国立公園の環境整備



歴史的資源の活用

参 考 資 料 目 次

(1)観光庁 令和4年度補正予算関係	26
(2)観光再始動事業	26
(3)インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業	27
(4)地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化	27
(5)訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業	28
(6)これまでの政府の取組の流れ	28
(7)観光立国実現に向けた実施体制	29
(8)観光立国推進基本計画（第4次）概要	29
(9)訪日外国人旅行者数の推移	30
(10)訪日外国人旅行者数及び割合〔国・地域別〕（2022年）	30
(11)外国人旅行者受入数の国際比較（2019年）	31
(12)訪日外国人旅行消費額（2019年、2022年）	31
(13)国内における旅行消費額（2019年、2022年）	32
(14)出国日本人数の推移	32
(15)国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について	33

- 世界の成長を取り込み、高い経済波及効果を地域にもたらす**観光は「成長戦略の柱」、「地域活性化の切り札」**。
- 観光立国の復活に向け、足元の円安メリットを活かし、**インバウンドの本格的な回復に向けた集中的取り組み**を実施しつつ、**観光地・観光産業について持続可能な形で「稼ぐ力」を高める**取組を強力に推進し、インバウンド消費5兆円超の速やかな達成を目指す。

1. インバウンドの本格的な回復に向けた集中的な取組等【約257億円】

● 観光再始動事業

・文化、自然、食、スポーツ等の分野で特別な体験や期間限定の取組を創出するとともに、**強力なプロモーションを実施**



● 地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり

・高付加価値旅行者層の取り込みに向け、**全国10カ所程度のモデル観光地の計画策定・コンテンツ造成等を集中的に支援**

● インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援

・特に地方への誘客、地方での消費拡大の促進のため、**地域に根差した観光資源の一つ一つを、インバウンド向けに磨き上げ**

※上記に加え、MICE誘致支援、スノーリゾート形成や歴史的資源を活用した観光まちづくり等を実施



2. 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化【複数年度計約1,500億円】

● 観光地再生・高付加価値化事業の拡充

- ・地域一体となった面的な宿泊施設の改修、廃屋撤去等による観光地の再生・高付加価値化を促進するため、以下の点を拡充
 - 複数年度（2～3年）にわたる支援の実施
 - 観光施設改修の補助上限引き上げ
 - 面的DX化（地域一体でのキャッシュレス化等）を補助メニューに追加



宿泊施設の大規模改修



廃屋撤去

3. 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業【約243億円】

● 観光施設や交通機関の受入環境整備

- ・訪日外国人客を受け入れる医療機関における**キャッシュレス決済環境や多言語化対応の整備支援**
- ・観光施設や交通機関における**感染症対策等支援**
- ・航空等公共交通における**ストレスフリーで快適な旅行環境整備**



キャッシュレス

● 宿泊施設・観光施設における省エネ性能の向上

- ・省エネ性能の高い設備等の導入を支援



ボイラー

観光再始動事業

令和4年度経済対策関係予算
約100億円

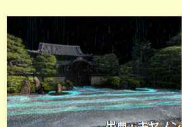
- 2025年に向けて**インバウンドの本格的な回復**を図るため、**全国津々浦々で観光回復の起爆剤となる取組を集中的に実施**
- 地域の関係者の発意による**特別な体験や期間限定の取組等を全世界に発信**しつつ、**モデルツアーの造成も通じ、誘客の促進につなげる**

文化、自然、食、スポーツ*等の多岐にわたる分野で、特別な体験や期間限定の取組の創出、イベントをフックとした誘客の促進、体験コンテンツの高付加価値化等を支援

※ 世界遺産・日本遺産・伝統芸能・アート・ポップカルチャー・国立公園・自然景観・スノーリゾート等の多様な観光資源を想定

※ 個々の取組は、イメージ

特別な体験の提供



建仁寺での最新技術を活用した映像体験
(京都府)
2022年



姫路城世界遺産登録30周年
天守等の限定公開
(兵庫県)
2023年



明王院五重塔の内部公開
(広島県)
2024年



明良古墳の内部公開
(奈良県)
2022年



弘法大師生誕1250年
座敷の限定公開
(和歌山県)
2023年



正倉院関連イベント
(奈良県)
2025年

大自然の魅力を活かした新たな体験の提供



阿寒摩周国立公園での
夜間イベント (北海道)
2022年



高級ホテルの開業予定
ニセコ町 (北海道)
2023/2024年



スノーリゾートに
おけるゴンドラ増設
(長野県)
2024年

イベントをフックとした誘客の促進



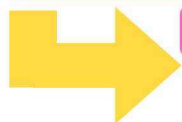
ジブリパーク開業
(愛知県)
2022年11月



「和食」
世界遺産登録10周年
2023年



世界遺産登録を目指す
「伝統的漁釣り」
2024年



海外への発信



特設ウェブサイト
(イメージ)



プロモーションは
JNTOと連携

○ 本格的な再開が見込まれるインバウンドの地方誘客や観光消費の拡大を促進するため、観光事業者が連携してインバウンド向けに地域に根差した観光資源を磨き上げる取組を支援する。

インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた磨き上げ（イメージ）



✓ 「禅」をテーマとした体験型コンテンツ
→訪日外国人が「禅」の精神を理解できるような思想の深堀り・ストーリー構築を実施



✓ 和紙制作の体験コンテンツ
→和紙の歴史や工程の理解を促すコンテンツを多言語で整備するとともに、職人と訪日外国人の交流の機会を創出

補助対象者	地方公共団体、DMO、民間事業者（民間事業者においては、地方公共団体との連携が必須）
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行商品等の企画・開発費 ・モデルツアー実施費 ・国、地域毎のインバウンド促進に専門性を有する有識者等からの意見聴取に係る経費 等

地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化

国土交通省
令和4年度経済対策関係予算
約1,500億円
(うち後年度負担500億円)

○ 宿泊施設、観光施設等の改修、廃屋撤去、面的DX化などの取組の支援について、**計画的・継続的に支援できるよう制度を拡充**する。
○ 上記を通じて、インバウンド需要を回復・拡大し、**コロナ禍からの需要回復、地域活性化**を実現し、**円安のメリットも最大限活かして地域・産業の「稼ぐ力」の回復・強化**を図る。

① 地域計画の作成支援

※ 自治体・DMO等の地域を代表する団体が取りまとめて作成

中長期的な観光地の再生・高付加価値化プラン（地域計画）の作成に向け、
・地域の合意形成、・地域再生のコンセプトづくり、・個別施設の改修計画の磨き上げ、・資金調達などの点について、地域の取組を国が支援（専門家派遣等の実施）

② 地域計画に基づく事業支援（例）

宿泊施設の高付加価値化改修

観光地の面的再生に資する
宿泊施設の大規模改修支援



廃屋撤去

観光地の景観改善等に
資する廃屋の撤去支援



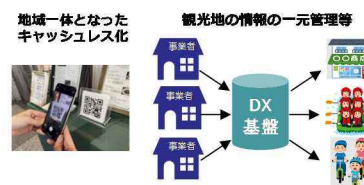
観光施設改修等

・観光地の面的再生に資する
土産物店や飲食店等の改修支援
・公的施設への観光目的での改修
支援



面的DX化

観光地の面的再生に資する
面的DX化支援

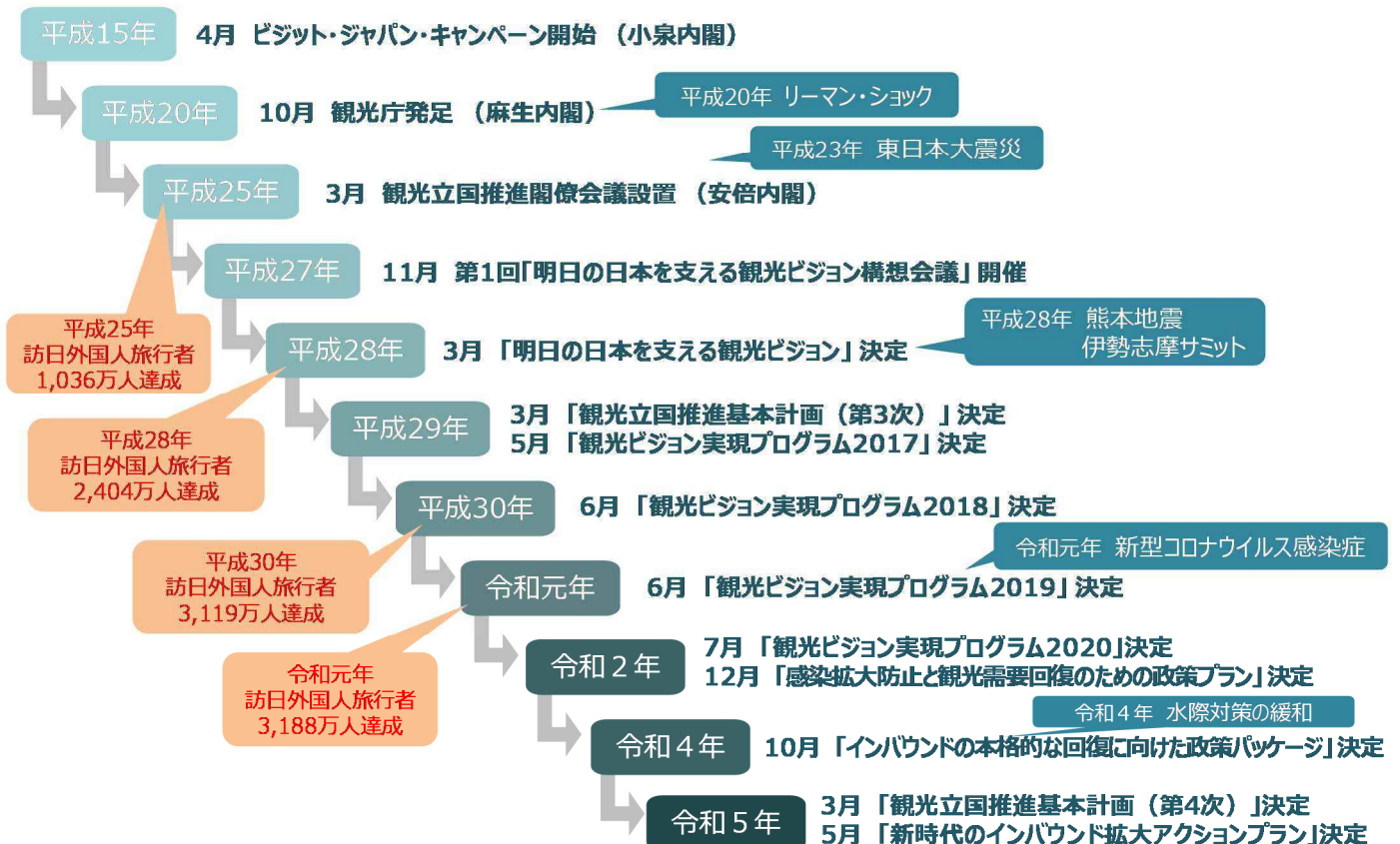


○ インバウンドの本格再開に備え、ストレスフリーで快適な旅行を満喫できる環境や災害など非常時における安全・安心な旅行環境の整備に加え、宿泊施設、観光施設等のサステナビリティの向上に関する取組等を支援する。

訪日外国人患者の受入機能強化・観光施設等における危機管理対応能力強化	宿泊施設・観光施設等のサステナビリティ強化支援	交通サービスインバウンド対応支援
<p>■ 訪日外国人患者受入機能強化</p>  <p>“発熱”→“fever”</p> <ul style="list-style-type: none"> 翻訳機器の整備 キャッシュレス決済環境の整備 <p>■ 感染症対策等の危機管理対応能力強化</p>  <ul style="list-style-type: none"> 避難所機能強化 災害時の多言語対応強化 <p>事業主体：観光施設等</p>	<p>■ 宿泊施設、観光施設等における省エネ設備等の導入支援</p>  <ul style="list-style-type: none"> 省エネ型空調 太陽光発電 <p>事業主体：宿泊事業者、観光施設等</p>	<p>■ 交通サービスの受入環境整備</p>  <ul style="list-style-type: none"> 段差解消（エレベーター） UDタクシー 携帯型翻訳機 観光に資する車両（サイクルトレイン等） <p>事業主体：交通事業者等</p>

○その他、空港における旅客手続き等の環境整備、インバウンドの受入環境の高度化を支援

これまでの政府の取組の流れ



明日の日本を支える観光ビジョン構想会議 (平成27年11月～開催)

訪日外国人旅行者数2000万人の目標達成が視野に入ってきたことを踏まえ、次の時代の新たな目標設定と必要な対応を検討。

- 【議長】内閣総理大臣 【構成員】副総理兼財務大臣、地方創生担当大臣、一億総活躍担当大臣、総務大臣、
 【副議長】内閣官房長官、国土交通大臣 法務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣
 【民間有識者】石井 至 (石井兄弟社 (旅行ガイド出版社) 社長)、唐池 恒二 (九州旅客鉄道 (株) 会長)、
 井上 慎一 (Peach Aviation (株) 代表取締役CEO)、デービッド・アトキンソン (小西美術工芸社社長) 等



〈議長：安倍内閣総理大臣〉(当時)

明日の日本を支える観光ビジョン構想会議ワーキンググループ

全9回WGを開催。有識者ヒアリング等を踏まえて、具体的な施策の打ち出し内容を集中的に検討。

- 【座長】内閣官房長官 【座長代理】国土交通大臣
 【構成員】内閣官房副長官 内閣官房副長官補
 内閣総理大臣補佐官 関係省庁局長 等

平成28年3月30日【第2回本会議】最終とりまとめ
 (新たな目標設定と必要な対応方策)



〈座長：菅内閣官房長官〉(当時)

「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定
 (2030年 訪日外国人旅行者数：6,000万人 訪日外国人旅行消費額：15兆円)

観光戦略実行推進会議

上記ビジョンで掲げた目標の確かな達成に向け、課題を明確にした上で、具体的な施策等を推進。

- 【議長】内閣官房長官 【構成員】他の全ての国務大臣



〈議長：菅内閣官房長官〉(当時)

観光立国推進閣僚会議

- 令和5年3月31日 観光立国推進閣僚会議 (第19回)
 - ・ 観光立国推進基本計画 (第4次) 決定
- 令和5年5月30日 観光立国推進閣僚会議 (第20回)
 - ・ 新時代のインバウンド拡大アクションプラン決定

- 【主宰】内閣総理大臣
 【構成員】全閣僚



〈主宰：岸田内閣総理大臣〉

観光立国推進基本計画 (第4次) 概要 ~持続可能な形での観光立国の復活に向けて~

- 観光はコロナ禍を経ても成長戦略の柱、地域活性化の切り札。国際相互理解・国際平和にも重要な役割。
- コロナによる変化やコロナ前からの課題を踏まえ、我が国の観光を持続可能な形で復活させる。
- 大阪・関西万博も開催される2025年に向け、「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」をキーワードに、「持続可能な観光地域づくり」「インバウンド回復」「国内交流拡大」に戦略的に取り組み、全国津々浦々に観光の恩恵を行きわたらせる。

計画期間：
 令和5～7年度
 (2023～2025年度)

基本的な方針

持続可能な観光地域づくり戦略

- 観光振興が地域社会・経済に好循環を生む仕組みづくりを推進する
- 観光産業の収益力・生産性を向上させ、従事者の待遇改善にもつなげる (稼げる産業・稼げる地域)
- 地域住民の理解も得ながら、地域の自然、文化の保全と観光を両立させる (住んでよし、訪れてよし)



インバウンド回復戦略

- 消費額5兆円の早期達成に向けて、施策を総動員する
- 消費額拡大・地方誘客促進を重視する
- アウトバウンド復活との相乗効果を目指す

国内交流拡大戦略

- 国内旅行の実施率向上、滞在長期化を目指す
- 旅行需要の平準化と関係人口の拡大につながる新たな交流需要の開拓を図る

目標

- 早期達成を目指す目標：インバウンド消費5兆円、国内旅行消費20兆円
- 2025年目標 (質の向上を強調し、人数に依存しない指標を中心に設定)

地域づくりの体制整備	① 持続可能な観光地域づくりに取り組む地域数【新】	100地域
インバウンド回復	② 訪日外国人旅行消費額単価【新】	20万円/人
	③ 訪日外国人旅行者1人当たり地方部宿泊数【新】	2泊
	④ 訪日外国人旅行者数	2019年水準超え
国内交流拡大	⑤ 日本人の海外旅行者数	国際会議の開催件数割合 アジア最大・3割以上
	⑥ 国際会議の開催件数割合	アジア最大・3割以上
	⑦ 日本人の地方部延べ宿泊者数	3.2億人泊
	⑧ 国内旅行消費額	22兆円

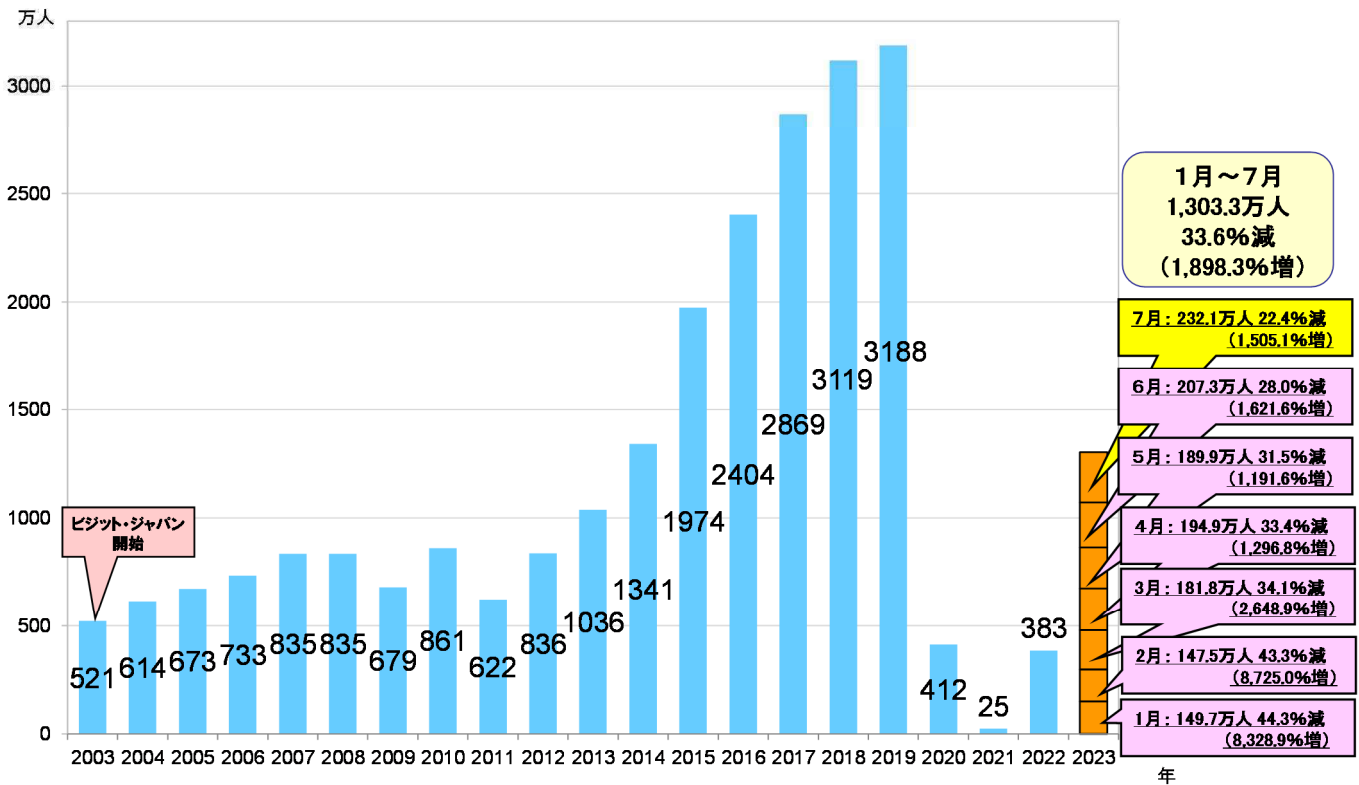
主な施策

- 観光地・観光産業の再生・高付加価値化
- 観光DX、観光人材の育成・確保
- 持続可能な観光地域づくりのための体制整備等
- コンテンツ整備、受入環境整備
- 国内需要喚起
- 高付加価値なインバウンドの誘致
- ワケーション、第2のふるさとづくり
- アウトバウンド・国際相互交流の促進
- 国内旅行需要の平準化

目指す2025年の姿

- 活力に満ちた地域社会の実現に向け、地域の社会・経済に好循環を生む「持続可能な観光地域づくり」が全国各地で進められ、観光の質の向上、観光産業の収益力・生産性の向上、交流人口・関係人口の拡大がコロナ前より進んだ形で観光が復活している
- 万博の開催地である我が国が世界的潮流を捉えた観光地として脚光を浴び、「持続可能な観光」の先進地としても注目されている

訪日外国人旅行者数の推移



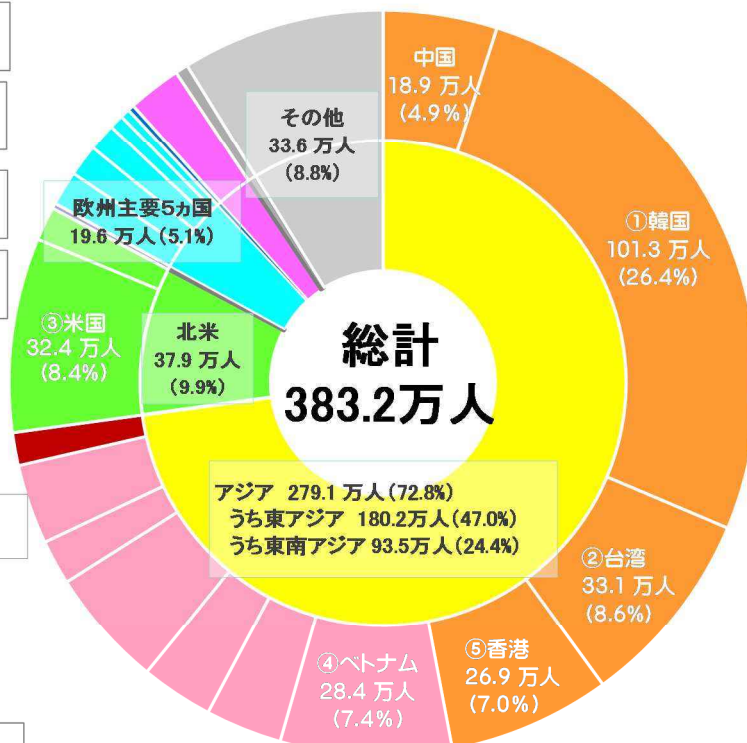
注) 2022年以前の値は確定値、2023年1月~5月の値は暫定値、2023年6月~7月の値は推計値、%は対2019年同月比、()内は対前年同月比

出典: 日本政府観光局(JNTO)

訪日外国人旅行者数及び割合 [国・地域別] (2022年)

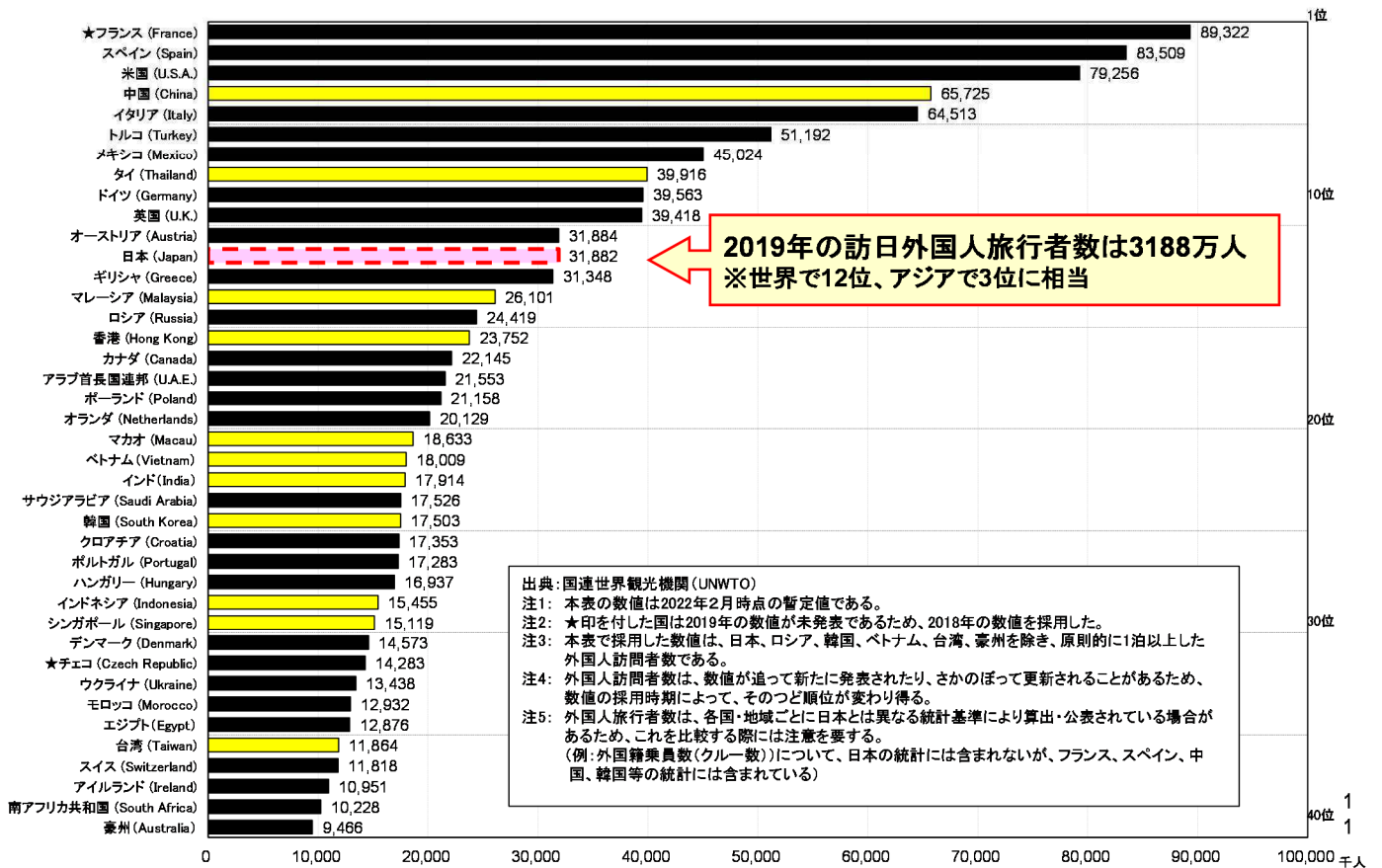
【確定値】

ロシア 1.0 万人 (0.3%)	中東 2.1 万人 (0.6%)
スペイン 1.6 万人 (0.4%)	豪州 8.9 万人 (2.3%)
イタリア 2.4 万人 (0.6%)	メキシコ 0.9 万人 (0.2%)
ドイツ 4.6 万人 (1.2%)	カナダ 5.6 万人 (1.5%)
フランス 5.3 万人 (1.4%)	
英国 5.7 万人 (1.5%)	
シンガポール 13.2 万人 (3.4%)	インド 5.4 万人 (1.4%)
マレーシア 7.4 万人 (1.9%)	
タイ 19.8 万人 (5.2%)	
インドネシア 12.0 万人 (3.1%)	フィリピン 12.7 万人 (3.3%)



※ ①~⑤は訪日重点市場(上記22市場)のうち訪日外国人旅行者数上位5位の国・地域
 ※ ()内は、訪日外国人旅行者数全体に対するシェア
 ※ その他には、アジア、欧州等各地域の国であっても記載のない国・地域が含まれる。
 ※ 数値は、それぞれ四捨五入によるため、端数において合計とは合致しない場合がある。
 ※ 日本政府観光局(JNTO)資料より観光庁作成

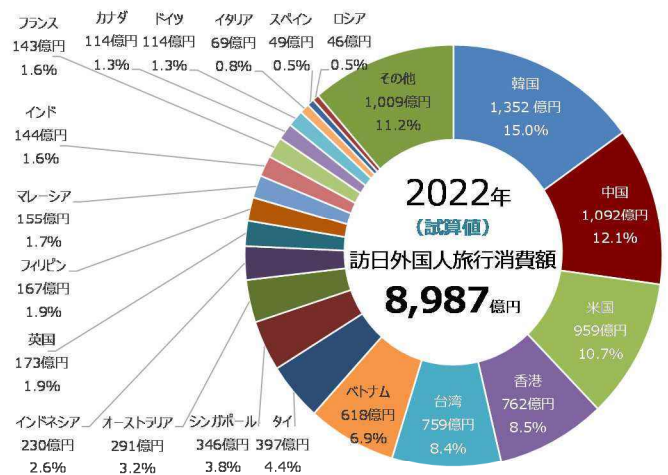
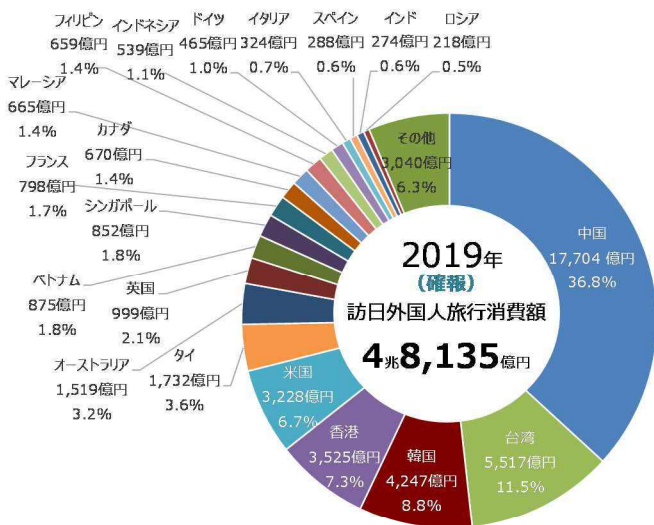
外国人旅行者受入数の国際比較（2019年）



訪日外国人旅行消費額（2019年、2022年）

【2019年(確定値)】

【2022年(試算値)】

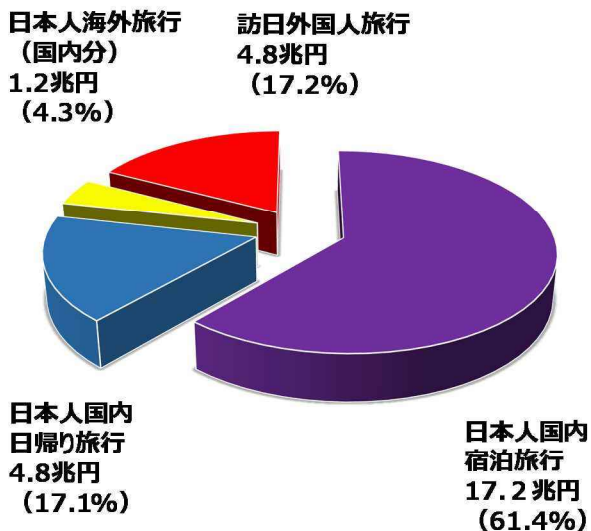


注) 新型コロナウイルス感染症の影響により、2022年は1-3月期、4-6期、7-9月期を試算値として公表した。そのため、年間の値についても試算値であることに留意が必要である。

国内における旅行消費額（2019年、2022年）

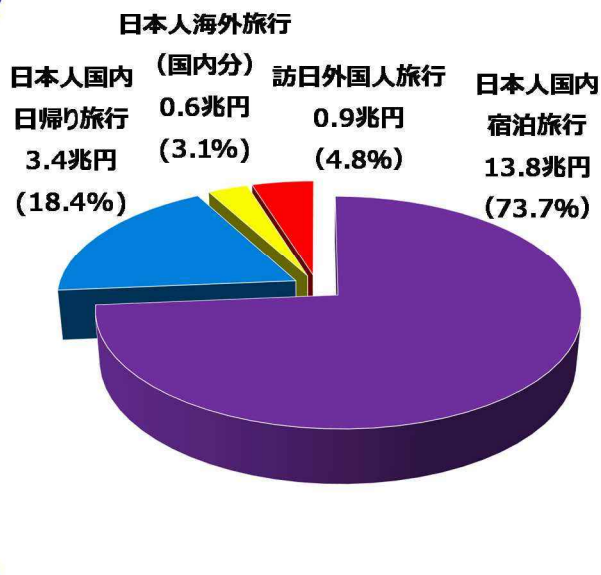
2019年（令和元年）

27.9兆円



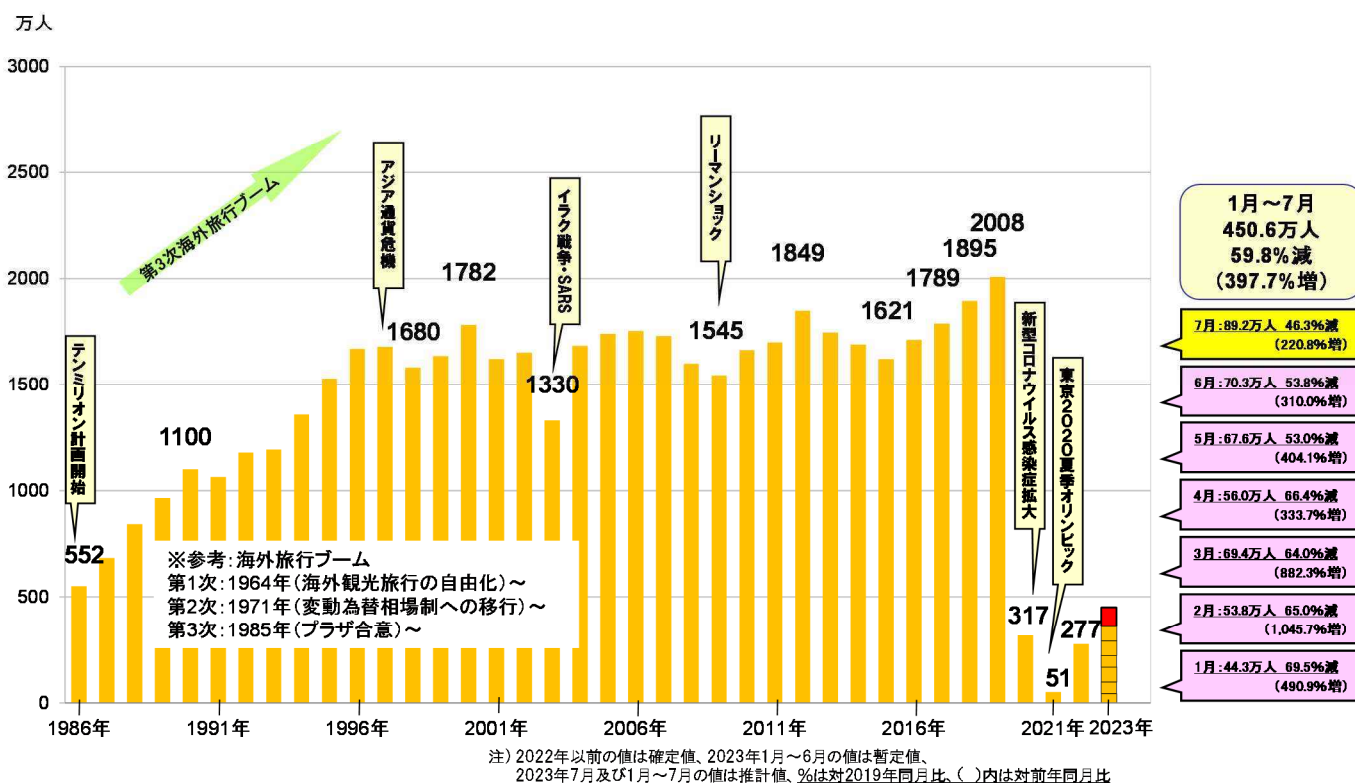
2022年（令和4年）

18.7兆円



観光庁「旅行・観光消費動向調査」、「訪日外国人消費動向調査」より算出
 ※1 2022年の「日本人海外旅行（国内分）」は、新型コロナウイルス感染症の影響により試算値
 ※2 2022年の「訪日外国人旅行」は、新型コロナウイルス感染症の影響により試算値

出国日本人数の推移



出典：日本政府観光局(JNTO)

国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について

令和3年12月24日 観光立国推進閣僚会議決定 ①
令和4年12月23日 一部変更

国際観光旅客税の使途に関する基本方針等については、下記のとおりとする。

記

1. 国際観光旅客税の使途に関する基本方針

(1)「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」(平成9年法律第91号)に基づき、以下の3つの分野に国際観光旅客税の税収(以下「観光財源」という。)を充当する。

- ① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
- ② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
- ③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上

(2)観光財源を充当する施策は、既存施策の財源の単なる穴埋めをするのではなく、以下の考え方を基本とする。

- ① 受益と負担の関係から負担者の納得が得られること
- ② 先進性が高く費用対効果が高い取り組みであること
- ③ 地方創生をはじめとする我が国が直面する重要な政策課題に合致すること

(3)使途の適正性の確保

観光財源の使途の適正性を確保する観点から、受益と負担の関係が不明確な国家公務員の人件費や国際機関分担金などの経費には充てないこととする。

(4)第三者によるチェック

無駄遣いを防止し、使途の透明性を確保する仕組みとして、行政事業レビューを最大限活用し、第三者の視点から適切なPDCAサイクルの循環を図る。

国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について

令和3年12月24日 観光立国推進閣僚会議決定 ②
令和4年12月23日 一部変更

2. 令和5年度において観光財源を充当する具体的な施策・事業

令和5年度予算においては、今後の国際旅客の流動の見通し等を踏まえて算出した総額200億円の歳入について、上記1.の基本方針に基づき、出入国手続きの高度化、世界水準の受入環境整備、地域資源を活用した新たな観光コンテンツの拡充など特に新規性・緊急性の高い以下の施策・事業に充てることとする。

※国際民間航空機関(ICAO)の国際旅客の推計を参考に作成。

	金額	執行官庁
①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備	37億円	法務省
	7億円	財務省
	7億円	観光庁
②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化	72億円	観光庁
③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上	40億円	文化庁
	25億円	環境省
	9億円	観光庁
	3億円	宮内庁

3. 国際観光旅客税の使途に関する予算編成の考え方

観光財源を充当する具体的な施策・事業については、硬直的な予算配分とならず、常に上記1.(2)の考え方を満たすものとなるべく、毎年度洗い替えが行えるよう、観光戦略実行推進会議において、民間有識者の意見も踏まえつつ検討を行い、予算を編成する。

また、受益と負担の関係を明確化し、予算の総合性の確保等を図る観点から、観光財源を充当する具体的な施策・事業について、予算書においても観光財源を充当する予算を明確化し、観光庁に一括計上した上で、関係省庁に移し替えて執行する。ただし、三の丸尚蔵館の整備に係る経費については、皇室経済法(昭和22年法律第4号)を踏まえ、皇室費における宮廷費として整理する。

以上

(この冊子は、再生紙を使用しています。)